

日本国 農林水産省とバングラデシュ人民共和国 農業省 との 協力覚書（MOC） （仮訳）

日本国農林水産省とバングラデシュ人民共和国農業省（以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、

日本とバングラデシュの間の協力の重要性を認識し、

日本とバングラデシュの間の持続可能な食料安全保障と栄養の目標達成に向けて、食料及び農業分野における貿易と投資を促進するための更なる協力を通じて両国間に存在する二国間友好関係を強化する必要性を認識し、

更なる協力を通じて、貿易と投資の促進において相当の利点が得られること、そして、それが両当事者の相互の利益になることを考慮して、

以下の共通認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書（以下“本覚書”という。）は、両当事者が決定したとおり、農業ベースのビジネスを強化し、投資の誘致に向けて、協力を強化して拡大することを目的とする。

第2項 協力分野

協力の優先分野は以下のとおりとする。

- 1.食料及び農業分野における貿易と投資
- 2.食料及び農業分野におけるテクノロジーとイノベーション
- 3.食料安全保障と食料及び農業分野における気候変動
- 4.両当事者が決定したその他事項

第3項 農業合同作業部会

ガイダンスを提供し、活動や事業の進捗状況を確認し、本覚書の下での協力を促進するために、農業合同作業部会（以下、「JWGA」という。）を設立する。

定期的な連絡を維持するために、両当事者のフォーカルポイントを指定する。JWGA は、両当事者の決定に基づき、対面又はバーチャル方式で開催する。両当事者は、両当事者が関与する他の会合の機会に併せて JWGA 会合を開催することが望ましい。両当事者は、適当と認める場合には、他の公的機関及び/又は民間部門を招請することができる。

第4項 財務上の取り決め

関係者の交流、視察、JWGA の出席のための訪問に関しては、訪問する当事者が全ての費用を負担し、受け入れる当事者が必要な物流手配を提供する。

第5項 知的財産および情報管理

本覚書に基づく活動に伴う知的財産に関する事項は、両国の法令に従って取扱う。

両当事者は、情報を第三者に提供することを相互に決定しない限り、それぞれの国内法令に従って、機密とみなされる情報又は開示すべきでないとする情報を保護する。

本覚書に基づく文書及び情報の機密性は、本覚書の終了に関わらず維持される。

第6項 適用範囲

本覚書に基づく両当事者の全ての活動は、既存の国内法に基づいて実行される。本覚書は、日本とバングラデシュ間の既存の二国間協定に基づく両当事者のいかなるコミットメントにも影響を及ぼすものではない。

第7項 紛争解決

本覚書の実施に関連する両当事者の間で発生する可能性のある紛争は、直接協議又は外交ルートを通じて友好的に解決する。

第8項 開始と終了

本覚書は、2026 年 10 月 27 日に開始され、5 年間継続される。本覚書は、当初の期間の満了の少なくとも 3 か月前までに JWGA の勧告がある場合において、更に 5 年間延長される。両当事者は、書面による相互の合意により、本覚書の全部又は一部を改訂することができる。本覚書が終了した場合、進行中のプロジェクトに支障は生じない。

2026 年 10 月 23 日に東京において、また 2026 年 10 月 25 日にダッカにおいて、英文 2 通に署名した。両当事者は、本覚書の正本 1 通を保有するものとする。

日本国政府
農林水産省

武部 新
農林水産大臣

バングラデシュ人民共和国政府
農業省

ムハンマド・アミン・ウル・ロシッド
農業大臣